

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農業経営課

法令名	肥料の品質の確保等に関する法律			法令番号	昭和 25 年法律第 127 号		
手続名	登録の更新（他の部、課に属しないもの）			根拠条項	第 12 条 2 項		
審査基準	<p>普通肥料の登録の有効期間は、3 年（省令で定める種類の普通肥料にあつては 6 年）となっており、申請に基づき普通肥料の登録の有効期間を更新する。</p>						
	受付機関	農業経営課	処理機関	農業経営課	交付機関	農業経営課	標準処理期間 30 日
					標準経由期間	一日	目次 No.